



において、その額に100円未満の端数が生じたときはその端数金額を切り捨てる。)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては100円とし、その額が100円を超える場合において、その額に100円未満の端数が生じたときはその端数金額を切り捨てる。次項において「各年度占用料額」という。)の合計額とする。

2 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前項の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額

とする。ただし、占用の期間が翌年度にわたる場合においては、各年度占用料額に100分の110を乗じて得た額の合計額とする。

(占用料の徴収方法)

第5条 占用料は、納入通知書により一括して徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を一括して徴収する。ただ

において、その額に100円未満の端数が生じたときはその端数金額を切り捨てる。)とする。

2 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前項の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(占用料の徴収方法)

第5条 占用料の徴収方法は、規則で定めるところによる。

2 道路の占用の期間が翌年度以降にわたる場合において、占用料の額が10,000円を超えるものは、規則で定めるところにより徴収する。

し、当該期間における占用料の総額が1万円以下である場合は、当該期間の分の占用料を一括して徴収することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、占用料（前項に規定する翌年度以降の占用料にあつては、毎年度に徴収するもの）を一括して納入させることが困難であると認めるときは、その年度内において分割して徴収することができる。

4 前3項に定めるもののほか、占用料の徴収方法は、規則で定めるところによる。

（占用料の減免）

第7条 略

(1)～(2) 略

(3) 農業用のための工作物、物件又は施設

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に占用料を減免する必要があると認めた工作物、物件又は施設

（延滞金）

第8条 法第73条第2項の規定により市が徴収することができる延滞金は、当該督促に係る占用料の額が3,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から占用料の納付の日までの日数に応じ、占用料の額に年10.75パーセントの割合を乗じて

（占用料の減免）

第7条 略

(1)～(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に占用料を減免する必要があると認めた工作物、物件又は施設

（延滞金）

第8条 法第73条第2項の規定により市が徴収することができる延滞金の額は、当該督促に係る占用料の額が3,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から占用料の納付の日までの日数に応じ、占用料の額に年10.75パーセントの割合を乗じて

計算した額とする。この場合において、  
占用料の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以降の  
期間に係る延滞金の計算の基礎となる占用料の額は、その納付のあつた  
占用料の額を控除した額とする。

2 前項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき、  
又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 法第73条第4項の規定により、延滞金は、  
占用料に先立つものとする。

計算した額とする。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、  
又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。